

# 1 1 月 NEWS

## ① 税制情報

今年も残すところ、あと 2 ヶ月になりました。年末には、毎年恒例の年末調整があります。そこで、今回の税制情報では、年末調整について昨年と比べ、変わったところについてまとめたいと思います。

### 1. 復興特別所得税を源泉徴収することとされました。

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定申告期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と合わせて国に納付しなければならないこととされました。

#### (1) 源泉徴収すべき復興特別所得税の額と納付のしかた

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、1 枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付してください。

#### (2) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

毎月の給与や賞与については、平成 25 年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を徴収し、納付します。

#### (3) 年末調整

毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、所得税及び復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税及び復興特別所得税の合計額で行います。

(4) 退職手当等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

イ「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場合

退職手当等の支払を受ける人が、その支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合の退職所得等については、次の「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を利用して所得税及び復興特別所得税の合計額を算出し、その算出した税額を徴収し、納付します。

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A)×5%)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円	((A)×10%-97,500円)×102.1%
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円	((A)×20%-427,500円)×102.1%
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円	((A)×23%-636,000円)×102.1%
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円	((A)×33%-1,536,000円)×102.1%
18,000,000円超	40%	2,796,000円	((A)×40%-2,796,000円)×102.1%

ロ「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった場合

退職手当等の支払を受ける人が、その支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合の退職手当等については、退職手当等の支払金額に20.42%を乗じた金額が源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額となります。

(5) 報酬等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

次のとおり源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税及び復興特別所得税の合計税率を乗じて計算金額を徴収し、納付します。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額】

支払金額等×合計税率(%)=源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額

※1 合計税率の計算式

合計税率=所得税率(%)×102.1%

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	10	20
合計税率(%)	5.105	10.21	20.42

2. 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。

この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます。

【給与所得控除額（給与等の収入金額が 1,000 万円超の場合）】

給与等の収入額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超1,500万円以下	給与等の収入金額 × 5% + 170万円	給与等の収入金額 × 5% + 170万円
1,500万円超		245万円

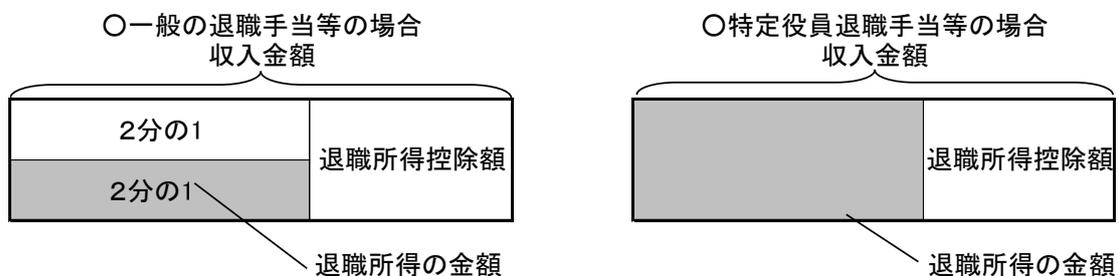
**3. 特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を 2 分の 1 する措置が廃止されました。**

特定の役員等に対する退職手当等（特定役員退職手当等）に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 する措置が廃止されました。これにより、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。

※1 「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が 5 年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

※2 「役員等勤続年数」は、例えば、退職手当等の支払を受ける人がその支払者の下において退職の日まで引き続き勤務した場合には、その引き続き勤務した期間のうち、役員等として勤務した期間をいいます。

【退職所得の金額】



この改正は、25 年分以後の所得税について適用されます。

## ②11月の主な税務

11月の申告や提出の主なものは以下の通りになりますのでご確認ください。

[11月11日]

- ・ 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

[11月15日]

- ・ 所得税の予定納税額の減額申請

[12月2日]

- ・ 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
- ・ 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- ・ 9月決算法人の確定申告
- ・ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヵ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
- ・ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
- ・ 3月決算法人の中間申告
- ・ 消費税の年税額が400万円超の3月・6月・12月決算法人・個人事業者の3ヵ月ごとの中間申告
- ・ 消費税の年税額が4800万円超の法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（8・9月決算法人を除き、7月決算法人については2ヶ月分）

[11月中の市町村の条例で定める日]

- ・ 個人事業税の納付（第2期分）

## ③スタッフの一言

11月になり、私たちアリオンもクールビズの期間が終え、通常通りネクタイを締めるようになりました。久しぶりのネクタイで気持ちが引き締まりました。

これから年末調整、個人の確定申告と我々会計事務所の繁忙期となっていきますが、体調管理には十分気をつけて、少しでもみなさまのお役に立てるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(担当：青木)